

専決処分の承認を求めることについて
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

専決処分の承認を求めることについて
(武蔵野市市税条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを市議会に報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、武蔵野市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

武蔵野市長 松下玲子

（専決理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴う武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

武蔵野市市税条例（昭和25年8月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（規則で定めるものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条</p>	

<p>第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人<u>（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）</u>に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)から(10)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の7 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 法第321条の8 <u>第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理</p>	<p>第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(6)から(10)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第33条の7 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 法第321条の8 <u>第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	--	--

<p>組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで （略）</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第69項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 （略）</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第54条の1の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴収しない。</p>	<p>組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10から14まで （略）</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第321条の8第71項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 （略）</p> <p>（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第54条の1の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（<u>同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。</u>）の閲覧の手数料は、手数料徴収条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴収しない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
--	--	---------------------------

<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第54条の1の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、手数料徴収条例の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p>	<p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第54条の1の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書 <u>(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)</u>の交付手数料は、手数料徴収条例の定めるところによる。</p> <p>附 則</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第6条の3 (略)</p> <p>2から8まで (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第10項の<u>熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---

<p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後には、3月以内に提出することができなかつた理由</p>	<p>字句の改正</p>
<p>10 (略)</p>	<p>10 (略)</p>	
<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>字句の改正 字句の改正</p>
<p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(1)から(3)まで (略)</p>	
<p>(4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日</p>	<p>(4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>(5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後には、3月以内に提出す</p>	<p>(6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後には、3月以内に提出</p>	<p>字句の改正</p>

<p>ることができなかつた理由</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に</p>	<p>することができなかつた理由</p> <p>12及び13 (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第8条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であると</p>	<p>字句の追加</p>
---	--	--------------

係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 から 5 まで （略）

（住宅用地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第 9 条の 4 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第 9 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第 8 条又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額

きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 から 5 まで （略）

（住宅用地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の減額）

第 9 条の 4 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第 9 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第 8 条又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額

とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

(1) 令和3年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等
当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産

とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

(1) 令和3年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等
当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「令和4年改正前の法」という。)第349条の3又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の

字句の改正

字句の改正

税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

- ロ 令和2年度分の固定資産税について、令和3年改正前の条例附則第9条の4の規定の適用があった住宅用地等当該住宅用地等に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号及び附則第17条の3の3において「令和3年改正前の法」という。）第349条の3又は令和3年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、

3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

- ロ 令和2年度分の固定資産税について、令和3年改正前の条例附則第9条の4の規定の適用があった住宅用地等当該住宅用地等に係る令和2年度分の固定資産税に係る同条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和3年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下この号及び附則第17条の3の3において「令和3年改正前の法」という。）第349条の3又は令和3年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、

<p>住宅用地にあつては100分の100、商業地等にあつては100分の100、市街化区域農地にあつては100分の100を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和3年度分の固定資産税について<u>法</u>第349条の3又は<u>法附則</u>第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>(2) 令和4年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 令和3年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等</p>	<p>住宅用地にあつては100分の100、商業地等にあつては100分の100、市街化区域農地にあつては100分の100を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和3年度分の固定資産税について<u>令和4年改正前の法</u>第349条の3又は<u>令和4年改正前の法附則</u>第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>(2) 令和4年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 令和3年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和3年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
---	---	---------------------------

<p>が同年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和4年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第15条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の</p>	<p>が同年度分の固定資産税について令和4年改正前の法第349条の3又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)に、負担上限割合を乗じて得た額(当該住宅用地等が令和4年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和4年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第15条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---------------------------

都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

（住宅用地等に対して課する

都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

（住宅用地等に対して課する

字句の追加

令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の減額)

第17条の3の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。

(1) 令和3年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の減額)

第17条の3の3 令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第9条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の4の2まで、第17条の3又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。

(1) 令和3年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

<p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110（以下この条において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和3年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>ロ 令和2年度分の都市計画税について、令和3年改正前の条例附則第17条の3の3の規定の適用があつた住宅用</p>	<p>イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、住宅用地にあつては100分の110、商業地等にあつては100分の110、市街化区域農地にあつては100分の110（以下この条において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について令和4年改正前の法第349条の3（第18項を除く。）又は令和4年改正前の法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和3年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>ロ 令和2年度分の都市計画税について、令和3年改正前の条例附則第17条の3の3の規定の適用があつた住宅用</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
--	--	---------------------------

地等 当該住宅用地等に
係る令和2年度分の
都市計画税に係る同条
に規定する都市計画税
の課税標準となるべき
額（当該住宅用地等が
同年度分の固定資産税
について令和3年改正
前の法第349条の3（第
18項を除く。）又は令
和3年改正前の法附則
第15条から第15条の3
までの規定の適用を受
ける住宅用地等である
ときは、当該額をこれ
らの規定に定める率で
除して得た額）に、住
宅用地にあつては100分
の100、商業地等にあつ
ては100分の100、市街
化区域農地にあつては
100分の100を乗じて得
た額（当該住宅用地等
が令和3年度分の固定
資産税について法第349
条の3（第18項を除
く。）又は法附則第15
条から第15条の3まで
の規定の適用を受ける
住宅用地等であるとき
は、当該額にこれらの
規定に定める率を乗じ
て得た額）を当該住宅
用地等に係る令和3年
度分の都市計画税の課
税標準となるべき額と

地等 当該住宅用地等に
係る令和2年度分の
都市計画税に係る同条
に規定する都市計画税
の課税標準となるべき
額（当該住宅用地等が
同年度分の固定資産税
について令和3年改正
前の法第349条の3（第
18項を除く。）又は令
和3年改正前の法附則
第15条から第15条の3
までの規定の適用を受
ける住宅用地等である
ときは、当該額をこれ
らの規定に定める率で
除して得た額）に、住
宅用地にあつては100分
の100、商業地等にあつ
ては100分の100、市街
化区域農地にあつては
100分の100を乗じて得
た額（当該住宅用地等
が令和3年度分の固定
資産税について令和4
年改正前の法第349条の
3（第18項を除く。）
又は令和4年改正前の
法附則第15条から第15
条の3までの規定の適
用を受ける住宅用地等
であるときは、当該額
にこれらの規定に定め
る率を乗じて得た額）
を当該住宅用地等に係
る令和3年度分の都市

字句の改正

字句の改正

した場合における都市
計画税額

- (2) 令和4年度 次に掲げる
住宅用地等の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 令和3年度分の都市
計画税について、前号
イ又はロの規定の適用
があった住宅用地等
当該住宅用地等に係る
令和3年度分の都市計
画税に係る同号イ又は
ロに規定する都市計画
税の課税標準となるべ
き額（当該住宅用地等
が同年度分の固定資産
税について法第349条の
3（第18項を除く。）
又は法附則第15条から
第15条の3までの規定
の適用を受ける住宅用
地等であるときは、当
該額をこれらの規定に
定める率で除して得た
額）に、負担上限割合
を乗じて得た額（当該
住宅用地等が令和4年
度分の固定資産税につ
いて法第349条の3（第
18項を除く。）又は法
附則第15条から第15
条の3までの規定の適用
を受ける住宅用地等で
あるときは、当該額に

計画税の課税標準とな
るべき額とした場合
における都市計画税額

- (2) 令和4年度 次に掲げる
住宅用地等の区分に応じ、
それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 令和3年度分の都市
計画税について、前号
イ又はロの規定の適用
があった住宅用地等
当該住宅用地等に係る
令和3年度分の都市計
画税に係る同号イ又は
ロに規定する都市計画
税の課税標準となるべ
き額（当該住宅用地等
が同年度分の固定資産
税について令和4年改
正前の法第349条の3（
第18項を除く。）又は
令和4年改正前の法附
則第15条から第15条の
3までの規定の適用を
受ける住宅用地等であ
るときは、当該額をこ
れらの規定に定める率
で除して得た額）に、
負担上限割合を乗じて
得た額（当該住宅用地
等が令和4年度分の固
定資産税について法第
349条の3（第18項を除
く。）又は法附則第15
条から第15条の3まで
の規定の適用を受ける

字句の改正

字句の改正

<p>これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和4年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(都市計画税に係る読替規定)</p> <p>第18条の3 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該住宅用地等に係る令和4年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(都市計画税に係る読替規定)</p> <p>第18条の3 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>字句の改正</p>
--	--	--------------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の武蔵野市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法

等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（改正理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。